

令和4年12月26日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて

この度の「令和4年12月22日からの大雪による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用日地域	適用日
北海道 北見市	12月23日(金)
紋別市	同上
枝幸郡枝幸町	同上
網走郡美幌町	同上
斜里郡斜里町、清里町	同上
紋別郡遠軽町、湧別町、興部町、雄武町	同上
新潟県 佐渡市	12月22日(木)
村上市	12月23日(金)

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)